

X - 1 - 1 - 1 - 02
5 年 保 存

秋 本 少 第 1 0 2 号
平 成 2 0 年 5 月 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

大学生少年サポーター運用要綱の制定について（例規）

県内における少年非行は、非行少年が年々大幅に減少している一方で、少年による凶悪事件が発生しているほか、刑法犯少年の再犯率が高い割合で推移している状況にある。さらに、少年が携帯電話で安易に有害サイトを利用して福祉犯の被害に遭う事案が増加しているほか、インターネット上の掲示板によるいじめ事案が発生するなど、少年の問題は依然として憂慮される状況にある。

こうした情勢を踏まえ、少年と年齢が近く、行動力と実践力に富む大学生と連携した少年の非行防止活動及び健全育成活動を推進するため、別添「大学生少年サポーター運用要綱」を制定し、実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

大学生少年サポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、大学生少年サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

非行や犯罪被害に巻き込まれ、その立直りに困難を抱える少年に対する支援活動等を効果的に推進するため、少年の非行防止活動及び健全育成活動に意欲と熱意を有する大学生を少年警察活動の協力者としてサポーターに委嘱し、少年と近い目線による活動を通じた少年の立直り及び非行の防止を図ることを目的とする。

3 サポーターの活動内容

サポーターは、少年サポートセンターと連携して、次の活動を行うものとする。

(1) 立直り支援活動

ア 少年の勉学支援

イ 少年による体験活動（スポーツ活動等）及び社会参加活動の支援

(2) 非行防止・健全育成活動

ア 街頭キャンペーン、街頭指導等への参加

イ その他少年の保護・健全育成に資する活動

4 委嘱等

(1) 委嘱

警察本部長は、公募により次の要件に該当する者を選考し、サポーターに委嘱するものとする。

ア 秋田県内の大学に在籍していること。

イ 人格及び行動が模範的であること。

ウ 少年の非行問題等に関心を持ち、任務の遂行に熱意を有すること。

エ 心身共に健康であること。

(2) 委嘱書

警察本部長は、前記(1)の規定によりサポーターを委嘱する場合には、委嘱書（様式第1号）を交付するものとする。

(3) 人員

サポーターの人員は、10人とする。

(4) 任期

サポーターの任期は1年とし、再委嘱することを妨げない。

(5) 解嘱

警察本部長は、サポーターにボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められる場合、休学・退学その他任務の遂行に適さない事由があると認められる場合又はサポーター本人から解嘱の申出があった場合には、任期中にかかわらずこれを解嘱することができるものとする。

5 活動の記録等

警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）は、サポーターが行った活動内容を

大学生少年サポーター活動記録簿（様式第2号）に記録し、警察本部長に報告するものとする。

6 運用上の留意点

- (1) サポーターによる活動は、少年サポートセンターの職員と共に行うものとし、サポーターと少年との連絡等は、少年サポートセンターを経由して行うものとする。
- (2) サポーターが活動を行う場合は、ネームプレート（様式第3号）を着用するものとする。ただし、活動に支障が生ずると少年課長が認める場合は、この限りでない。
- (3) サポーターの活動には法律上の特別な権限がないことから、サポーターの活動が人権侵害等に及ぶことのないように留意するものとする。
- (4) サポーターが活動上知り得た秘密は、これを厳守するものとし、解嘱後も同様とする。

7 謝金

サポーターに対しては、謝金を支給する。

8 災害時の補償

サポーターの活動における災害等に関する補償は、少年警察ボランティア団体総合補償保険により取り扱うものとする。

9 事務処理

サポーターの運用に関する事務処理は、警察本部少年課においてこれを行うものとする。